

令和6年度

保護者の皆様へ

東京都立清瀬特別支援学校長

稗田 知子

学校感染症による出席停止について

学校感染症にかかった、あるいはその疑いがあると医療機関で診断された場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。これは、お子さまの十分な療養と、学校という集団生活の場において周囲への感染拡大防止を目的として行うものです。療養期間中の「出席停止」は**欠席扱いにはなりません**。

学校感染症の種類や出席停止期間などについては、別紙「東京都立清瀬特別支援学校において出席停止となる感染症」を参照してください。

学校感染症り患の可能性がある場合には、必ず医療機関を受診し診断を受け、登校再開時期について指示を受けてください。また、診断結果や医師からの指示等については、学校へ連絡をお願いします。

学校感染症治癒後、登校を再開する際には、下記の「学校感染症治癒に伴う登校許可届け」を**保護者が記入し**提出してください。

学校感染症治癒に伴う登校許可届

東京都立清瀬特別支援学校長 殿

小 ・ 中 学部

第 学年 組 氏名 _____

保護者署名 _____

____年 ____月 ____日に感染症_____と医師の診断を受けました。

____年 ____月 ____日から____年 ____月 ____日まで休養・加療をしていましたが、

下記の医療機関より、____年 ____月 ____日から登校してよいとの許可をいただいたことを届け
出ます。

医療機関名 _____

電話番号 _____